

## 1. 男女共同参画相談支援センターの充実について

男女共同参画相談支援センターは市民の相談の場として設置されています。最近も相談した市民から「よく対応してくれた」との評価も聞いています。

同時に電話がなかなか繋がらない、という不満もお聞きします。体制の強化が必要です。

嘱託職員では相談対応の時間も限られます。働く人は夕方から晩に相談をしやすいと思われませんが、相談対応のシフトは朝と夕方の人数が少ない状態です。

また最初の相談連絡手段としては電話が多いと思われませんが、くらしの便利帳に掲載されている男女共同参画相談支援センターの相談ほっとライン電話番号は担当課の直通番号です。

相談と担当課への連絡は異なります。相談員が最初から相談とは関係のない電話を受けなくてはならないことにもなります。改善すべき点です。

そこで質問します。

(ア)相談センターの活動実績はどうなっていますか。

(イ)相談員の処遇、体制はどのようになっていますか。

(ウ)相談員の在勤年数はどうなっていますか。最長勤務年数をお示し下さい。

(エ)相談員の経験の蓄積と専門性の向上のためにどんな手立てを取っていますか。

(オ)仕事を持つ人が相談しやすい夕方から晩の体制が不十分ではありませんか。

(カ)電話相談と面接、同行支援は同時に対応ができますか。

(キ)くらしの便利帳に掲載されている相談ほっとラインの電話番号が市内の組織の電話番号と同じなのは窓口として不十分ではありませんか。専用ダイヤル、できればフリーダイヤルを設置すべきではありませんか。

## 2. 中区の図書館建設とインターネットサービスについて

### (1) 中区の図書館建設について

平成28年度予算案では、図書館のインターネットによる貸し出し予約サービスの充実が提案されています。

このこと自体は時代に沿ったものですが、インターネットが全て司書による図書館サービスの代わりになることはできません。

これまで私を含めて多くの議員が東部地区図書館、政令市になってからは中区の図書館整備を行うべきだと質問してきました。

図書館整備計画は今でも市の図書館整備の最新の計画であり、図書館用地が購入されているので当然、中区にも図書館を整備すべきです。

確保されている図書館用地は休耕田の湿地から土が入れられて臨時の駐車場や駐輪場になっています。

この土地がいつまでもこのままでいいはずはありません。

そこで質問します。

(ア)中区の図書館用地の利用の現状はどうなっていますか。

(イ)インターネット予約を拡充しても図書館のレファレンス機能や利用者が見つめることができなかつた情報へのアクセスが限られるのではありませんか。

(ウ)図書館整備計画に基づいた中区の図書館整備はいつ進めますか。

## (2) インターネットサービスについて

総務省の平成26年通信動向調査によると20歳から59歳のインターネット利用率は9割を超えています。

一方で、6歳から12歳の3割近く、60代では四分の一、70代は半分の人がネットを使っていません。使っている人も多くはメールやウェブサイトの閲覧です。

岡山市立図書館の利用・蔵書統計では借りた人の年齢は12歳までの児童と13歳以上の一般の区別しかしていません。利用者のアンケートは平成21年で、いささか古くなっています。これらのデータではインターネット予約の利用者像までは分かりません。

そこで質問します。

(ア)現状のインターネット予約の利用状況はどうなっていますか。子どもや高齢者にも十分、利用されていますか。

(イ)インターネットの利用の実態を含めて来館手段や年齢等の利用者像を把握し、ニーズに合ったサービスを充実させるための調査が必要ではありませんか。

## 3. 特別支援教育の充実について

### (1) 特別支援学級の充実について

特別支援学級の児童・生徒の人数は8人まで、ということになっています。これまで希望者が1人でもいれば特別支援学級を設置するように、と要望や運動が行われ特別支援学級の設置は進んできました。それはいいことだと思います。

ただし特別支援学級には複数の学年、離れた学年で編成された学級が多数あります。

学級編成は原則として同一学年での編成で、普通学級で複式学級を組む場合には引き続き2学年で構成することとされています。

障害を持つ児童・生徒にも普通学級と同様の基準で学級を編成し、学年・発達に応じた学びと指導が保障されるべきだと考えます。

学年ごとの学びのためには通級指導教室も選択肢になりますが、よその学校に設置されているは通学が高いハードルになります。通級指導教室の充実については重複したので割愛します。

そこで質問します。

- (ア)岡山市立の小中学校の特別支援学級で学年の個数が3学年以上で編成されている学級はいくつありますか。
- (イ)通常学級の複式学級では編成の基準と実態はどうなっていますか。
- (ウ)特別支援学級に係る学級編成について、国と県が示している考え方はそれぞれどうなっていますか。
- (エ)特別支援教育支援員の充実が必要だと思うがご所見をお示し下さい。
- (オ)特別支援学級の教職員の人件費はどのように算出されていますか。
- (カ)平成29年度に教職員の人件費が県から市に移る際には特別支援学級でも多くても二つの学年で学級を編成する教職員体制が組めるような財源を国に求めるべきではありませんか。

## (2) 特別支援教育就学奨励費の充実について

障害を持つ児童・生徒には学習をしやすいするためにいろいろな工夫が必要になることがあります。例えば手の力が弱い子どもが鉛筆を持つ際に適当な大きさのダブルクリップで鉛筆を挟むとちょうど三本の指で持ちやすくなります。

これは安上がりな工夫ですが、この方法が合わない子どもに専用の補助具を使おうとすると、例えばゴムの輪っかのようなものが一セット3,000円以上もします。

子どもが学ぶ環境を整えようとする余計にお金が掛かります。特別支援教育就学奨励費は特別支援教育を受ける児童・生徒の学習環境の整備のために必要な制度です。

また特別支援教育就学奨励費は、就学援助と同時に利用できません。低所得者対策と特別支援教育の支援は別な制度だと考えます。

特別支援教育就学奨励費支給要綱の支給対象経費で障害の種別にかかわる費目は弱視の児童、生徒のための拡大教材費だけです。障害を持つ故に掛かる費用を対象とすることを明確にし、拡大すべきです。入学前に購入した物品も補助対象になっていますが、制度を知らなければ保護者が領収書を取っておくとは限りません。早めに周知しておく必要があります。

そこで質問します。

- (ア)特別支援教育就学奨励費の入学前の周知はどのようになっていますか。
- (イ)低所得者対策と障害児支費は分けて考えるべきではありませんか。
- (ウ)特別支援教育就学奨励費の対象品目、金額を充実させていきませんか。